

令和5年12月6日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子	9 番	松 田	義 太
2 番	宮 崎	幸 宏	10 番	勝 屋	弘 貞
3 番	笠 継	健 吾	11 番	角 田	一 美
4 番	中 村	日出代	12 番	伊 東	茂
5 番	池 田	廣 志	13 番	福 井	正
6 番	杉 原	元 博	14 番	松 尾	征 子
7 番	樋 口	作 二	15 番	中 村	和 典
8 番	中 村	一 堯	16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	染 川	康 輔
事 務 局 長 補 佐	中 島	圭 太
議 事 管 理 係 長	富 岡	明 美

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	鳥	飼	広	敬
教	育	中	村	和	彦
総	務	川	原	逸	生
産	業	山	崎	公	和
建	設	山	浦	康	則
会	計	幸	尾	か	おる
総	務	白	仁	田	和
総	務	寺	岡	弘	樹
総	務	中	尾	美	佐
人	権	山	口	徹	也
企	画	村	田	秀	哲
財	政	松	丸	環	大
調	整	山	崎	智	香
監	兼	田	中	美	穂
企	画	広	瀬	義	樹
調	整	高	本	智	子
監	兼	三	ヶ	正	和
D	X	山	口		洋
推	進	江	島	裕	臣
室	長	高	本	将	行
市	民	田	代		章
課	長	橋	本	昌	徳
税	務	堀		正	和
課	長	山	口	秀	樹
保	険	橋	川	宜	明
健	康	中	村	祐	介
課	長	中	村	浩	一
福	祉	江	頭	憲	和
課	長	嶋	江	克	彰
産	業	藤	家		隆
支	援				
課	長				
商	工				
観	光				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
建	設				
住	宅				
課	長				
建	設				
住	宅				
課	参				
事					
都	市				
計	画				
課	長				
下	水				
道	課				
長					
下	水				
道	課				
参	事				
ゼ	ロ				
カ	ー				
ボ	ン				
シ	テ				
ィ	推				
進	課				
長					
水	道				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
長					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					
生	涯				
学	習				
課	参				
事					

令和5年12月6日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第55号 令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第2 議案第56号 令和5年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第57号 令和5年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第58号 令和5年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第59号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第60号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定について
議案第61号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定について
(一括質疑、一括討論、採決)

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程どおりといたします。

ここでお諮りいたします。議案第48号から議案第61号までの14議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第48号から議案第61号までの14議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第1 議案第55号

○議長（徳村博紀君）

それでは、日程第1．議案第55号 令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

おはようございます。それでは、議案第55号 令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

議案書は24ページとなっております。

この案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、御準備をお願いします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に581,781千円を追加し、補正後の予算の総額を17,021,477千円とするものでございます。

翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、第2表 繰越明許費によります。

地方債の追加変更は、第3表 地方債補正によります。

2ページから8ページは、今回補正の集計表でございます。

9ページをお願いします。

第2表 繰越明許費は、諸般の事情で予算を令和6年度に繰り越して執行する繰越明許費でございます。水産基盤ストックマネジメント事業及び市営住宅改修事業を令和6年度に繰り越して執行する予定といたしております。

繰越理由等は議案説明資料33ページに記載しておりますので、後ほど参照ください。

10ページをお願いします。

第3表 地方債補正でございます。追加分として、水産基盤ストックマネジメント事業を25,000千円計上するものでございます。変更分は、対象事業費の増に伴う起債充当額の変更によるもので、市営住宅改修事業を49,000千円から60,000千円に増額するものでございます。

11ページから13ページは、今回補正の事項別明細書となっております。

14ページから歳入の主なものを御説明いたします。

15ページの10款1項1目．地方交付税は、普通交付税の確定により87,825千円を増額いたしております。

16ページの12款2項1目．民生費負担金は、2,130千円を増額いたしております。保育所保護者負担金の増などです。

17ページの14款1項1目．民生費国庫負担金は、188,143千円を増額いたしております。障害者自立支援給付費負担金や障害児施設措置費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金の増などです。

18ページの14款2項4目．土木費国庫補助金は、5,010千円を増額いたしております。社会資本整備総合交付金（住宅事業）分の増です。

19ページの15款1項1目．民生費県負担金は、88,791千円を増額いたしております。障

害者自立支援給付費負担金や障害児施設措置費負担金、施設型給付費負担金の増などです。

20ページの15款2項2目。民生費県補助金は、8,723千円を増額いたしております。重度心身障害者医療費助成補助金や子どもの医療費助成事業補助金、ひとり親家庭等医療費助成事業補助金の増などです。

同じく4目。農林水産業費県補助金は、25,138千円を増額いたしております。水産基盤ストックマネジメント事業補助金の増などです。

23ページの17款1項1目。総務費寄附金では、東亜工機株式会社様及び中島商事株式会社様から学校教育等ふるさと人材育成のための寄附を、また、株式会社A Z設備工業様及び東和産業株式会社様からの企業版ふるさと納税による市民文化ホール備品整備及びスポーツ振興への寄附など、合わせて5,500千円を増額いたしております。

同じく4目。教育費寄附金では、東亜工機株式会社様及び個人様から青少年教育振興及びスポーツ振興のための寄附を、中島商事株式会社様から市民文化ホール運営のための寄附など、合わせて2,700千円を増額いたしております。

同じく6目。民生費寄附金では、明治安田生命保険相互会社様、株式会社スーパーモリナガ様及び個人様から子育て支援や障害児福祉向上のための寄附など、合わせて1,264千円を増額いたしております。

24ページの18款1項1目。基金繰入金は、108,890千円を増額いたしております。一般会計全体の財源調整として、財政調整基金からの繰入金の増などです。

27ページの20款5項6目。雑入は、24,798千円を増額いたしております。介護保険広域負担金精算金やデジタル基盤改革支援補助金の増などです。

28ページの21款1項。市債は、合わせて36,000千円を増額いたしております。内容は、第3表 地方債補正で申し上げたとおりでございます。

歳入の説明は以上でございます。

次に、歳出につきましては、別冊の議案説明資料により御説明いたしますので、御準備ください。

議案説明資料の26ページをお願いします。

26ページから28ページは、今回補正の増減比較表でございます。

29ページから30ページは歳入の概要ですが、先ほど補正予算書で説明いたしましたので省略いたします。

31ページをお願いします。

歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

ナンバー1のふるさと人材育成支援基金積立事業は、東亜工機株式会社様及び中島商事株式会社様からの寄附を後年度に活用するために、ふるさと人材育成支援基金へ3,500千円積み立てるものです。

ナンバー2のふるさと納税推進事業は、株式会社AZ設備工業様及び東和産業株式会社様からの寄附を後年度に活用するため、ふるさと納税基金へ2,000千円を積み立てるものです。

ナンバー3の地域福祉基金積立事業は、明治安田生命保険相互会社様及び株式会社スーパーモリナガ様からの寄附を後年度に活用するために、地域福祉基金へ1,164千円積み立てるものです。

ナンバー4の「すこやか教室」運営事業257千円のうち、個人様からの障害児福祉向上のための寄附を療養訓練用具等購入経費として100千円などを計上いたしております。

ナンバー5の障害者施設給付事業及びナンバー6の障害児通所支援事業は、それぞれの給付費の増額見込みによる増を計上いたしております。

ナンバー7の保育所運営事業は、保育所運営費等の増額見込みにより133,876千円を増額いたしております。

ナンバー8の子どもの医療費助成事業は、子どもの医療費助成の増額見込みにより28,240千円を増額いたしております。

32ページをお願いします。

ナンバー9の生活保護事業は、医療扶助費等の増額見込みにより35,024千円を増額いたしております。

ナンバー10の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、令和4年度分の国庫負担金及び補助金の精算に伴う返還金の増など、56,625千円を増額いたしております。

ナンバー11の水産基盤ストックマネジメント事業は、新浜大橋補修工事を50,100千円増額いたしております。

ナンバー12の社会教育振興事業は、東亜工機株式会社様からの寄附による田澤義鋪顕彰事業等活性化交付金の増など、5,858千円を増額いたしております。

ナンバー13、市民文化ホール及びふるさと資料館管理運営事業のうち、中島商事株式会社様からの寄附を市民文化ホール開館記念イベントに活用することとして、500千円計上いたしております。

ナンバー14、市民図書館運営事業は、個人様からの寄附を市民図書館の図書などを購入する経費として100千円計上いたしております。

ナンバー15、保健体育振興事業は、東亜工機株式会社様からの寄附のうち後年度活用することとして、スポーツ振興基金へ1,000千円を積み立て、鹿島市スポーツ協会へのスポーツ振興事業交付金を100千円計上いたしております。

歳出の説明は以上でございます。

33ページをお願いします。

翌年度に繰り越す繰越明許費の財源内訳と繰越理由の一覧です。

水産基盤ストックマネジメント事業を50,100千円、市営住宅改修事業を115,000千円、令

和6年度に繰り越す予定といたしております。繰越理由はそれぞれ記載のとおりでございます。

34ページは市債現在高の見込み調書を、35ページは積立基金の状況を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第55号 令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第55号は提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第56号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第2 議案第56号 令和5年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

おはようございます。それでは、議案第56号 令和5年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書は25ページですが、説明は別冊の補正予算書でいたしますので、御用意をお願いいたします。

今回の補正は、歳入において、県支出金、基金繰入金及び一般会計繰入金を増額するものです。

支出においては、人件費の各費目の増減と、総務費でシステム導入及び改修に係る費用を計上し、また、保険給付費を今後の見込みにより増額するものでございます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算それぞれ73,027千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,714,682千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、4ページから5ページを御覧ください。

今回の補正予算の事項別明細書でございます。説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、6ページを御覧ください。

ここからは歳入補正について説明いたします。

4款1項1目。保険給付費等交付金は、本年度の高額療養費の執行状況を踏まえ、保険給付費等交付金36,490千円を増額し、また、令和6年1月から施行予定の産前産後の国民健康保険税減額事業の開始に伴うシステム改修費、分担負担金として特別調整交付金2,739千円を増額するものです。

7ページを御覧ください。

6款1項1目。基金繰入金は、市町村事務処理システムの導入財源として、国保基金20,000千円を取り崩し、繰り入れるものでございます。

なお、システム導入に係る令和5年度の特別調整交付金は、令和6年度に交付される予定となっております。

8ページを御覧ください。

6款2項1目。一般会計繰入金は、出産育児一時金の執行見込みにより3,520千円を増額し、また、人事異動に伴う事務費相当分の繰入金10,278千円を増額するものでございます。

9ページを御覧ください。

ここからは歳出補正について説明いたします。

1款1項1目。一般管理費31,158千円を増額は、人事異動等に伴う職員、会計年度任用職員の人件費として10,278千円を増額し、国保事務処理標準システムの導入に伴う令和5年度分導入費用として18,141千円を増額、また、産前産後国民健康保険税減額事業に係るシステム改修負担金として2,739千円を増額するものでございます。

10ページを御覧ください。

2款2項1目。一般被保険者高額療養費は、本年度の執行見込みから36,490千円を増額するものです。

11ページを御覧ください。

2款4項1目。出産育児一時金は、一時金の額の改定及び支給件数の増加見込みから5,280千円を増額するものです。

12ページを御覧ください。

6款1項1目．特定健診等事業費につきましては、会計年度任用職員人件費の執行見込みにより393千円を増額するものです。

13ページを御覧ください。

6款2項3目．保健推進費は、会計年度任用職員人件費の執行見込みにより175千円を増額するものです。

14ページを御覧ください。

10款1項1目．予備費は、今回補正に伴う財源調整として469千円を減額するものです。

15ページから20ページは、今回の補正に伴います給与費明細書でございます。

以上で議案第56号の説明を終わります。よろしく御審議いただくようお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第56号 令和5年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第56号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第57号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第3．議案第57号 令和5年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第57号 令和5年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書は26ページでございますが、別冊の補正予算書で説明いたしますので、補正予算書の御用意をお願いいたします。

今回の補正は、歳出のうち職員の人件費を減額し、これに伴い歳入で一般会計繰入金を減

額するものでございます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算それぞれ1,887千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ479,383千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、4ページから5ページを御覧ください。

今回補正予算の事項別明細書でございます。説明につきましては省略いたします。

6ページを御覧ください。

歳入補正について説明いたします。

3款1項1目。事務費繰入金は、一般会計からの繰入金でございまして、職員人件費等の執行見込みにより1,887千円を減額するものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

歳出補正について説明いたします。

1款1項1目。一般管理費は、職員人件費の執行見込みにより1,887千円を減額するものです。

8ページから10ページは、今回の補正に伴う給与費明細書でございます。

以上で議案第57号の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第57号 令和5年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第57号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第58号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第4．議案第58号 令和5年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それでは、議案第58号 令和5年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について御説明します。

議案書は27ページでございますが、内容は別冊の補正予算書により御説明をいたしますので、御用意をお願いいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、主に当初予算におきまして各会計で仮の人員配置により計上していたものを、本年4月以降の人事異動に伴い、実際の人員を充て、各会計の人件費を積み上げたことなどに伴うもののほか、超過勤務手当の実績及び今後の見込みなどによるものでございます。

内容につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ16,146千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ1,907,992千円とするものでございます。

次に、補正の内訳を御説明いたします。

補正予算書6ページをお願いいたします。

歳入補正の内訳になりますが、一般会計7,467千円の増額、国民健康保険特別会計10,566千円の増額、後期高齢者医療特別会計1,887千円の減額でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

補正の歳出の内訳です。

報酬1,334千円の増額、給料16,878千円の減額、職員手当等16,666千円の増額、共済費14,505千円の増額、旅費519千円の増額となっております。

以上で御説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第58号 令和5年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）につ

いては、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第58号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第59号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第5．議案第59号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

それでは、議案第59号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について説明いたします。

議案書、議案説明資料で説明しますので、御準備をお願いします。

議案書は28ページからになりますが、29ページの提案理由を御覧ください。

広平・中川内辺地に係る公共的施設の整備について、事業期間の延長及び事業費の増額により総合整備計画の一部を変更するため、この案を提出するものです。

議案説明資料の36ページを御覧ください。

1番の計画を変更する理由です。

市道中川内～広平線の改良、舗装を平成31年度から令和5年度までの事業期間で行うこととしておりましたが、今回、工事に係る用地買収等の交渉、調整に時間を要したことや、資材、人件費の高騰及び残土処分地の変更等による追加費用の発生に伴い事業完了が困難となったことから、事業期間を3年間延長するとともに事業費を増額するため、計画の一部を変更するものです。

次に、2番の計画の概要です。現行と変更後の比較表になっております。左側の変更後を説明いたします。

広平・中川内辺地は、広平全域と中川内の一部、金原、井手口、柿ノ内で構成され、面積は2.64平方キロメートル、人口は68人となっております。

ページ、下のほうになりますが、6番、辺地の要件ということで記載をしております。

辺地の要件は、当該地域の中心を含む5平方キロメートル以内の面積の区域の人口が50人以上とされ、かつ、そのへんびの程度が総務省令で定める基準に該当する地域とされており、その程度は辺地度点数で表され、辺地度点数が100点以上に該当することとされており、広平・中川内辺地の辺地度点数は115点となり、要件に該当しております。

事業期間、事業費については、39ページを御覧ください。

現行の計画から事業期間を令和6年から8年の3年間延長し、全体事業費を6億円から

10億円に変更する年度計画となっております。

次に、3番の計画平面図です。38ページを御覧ください。

今回該当する箇所は、中ほどの赤色で示している部分です。全体計画（広平・中川内辺地）、計画延長1,685メートルとありますが、未整備区間が450メートルとなっております。36ページにお戻りください。

5番の辺地事業に対する国の財政支援についてですが、辺地対策事業債を財源充当できることとなっております。辺地対策事業債は、充当率が100%、元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入される起債となっております。

37ページには、今回議決をお願いする法的根拠として、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の抜粋を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明について質疑はありませんか。11号角田一美議員。

○11番（角田一美君）

辺地対策事業の計画変更の内容について、再度確認の意味で質問いたしたいと思うんですけど、これまで広平線につきましては、平成8年から平成23年まで16年間で第1期工事の延長2,850メートルを1,350,000千円でしていただいて、あと残り区間、いわゆる辺地、広平線の2期工事として、平成24年から平成30年まで7年間で残り区間の1,600メートルを着工していただいて、計画どおりうまくいなくて、ちょうど中川内から広平に入り口のところでちょっと工事がつまずいて、当初、計画事業費6億円で計画していたのが、僅か中川内の入り口だけごく一部をして、事業費429,250千円を投下してほとんど工事が進まなくて、前回この全体計画を見直して、広平・中川内辺地に同じ区間を見直して、延長1,685メートルを約6億円で計画されたやつは、これが予定どおり進まなくて、今回、なお3年間延長すると。6億円を10億円にと。本当は広平辺地で2期工事ですべて終わる予定が終わらなくて、同じ区間をこの辺地、中川内～広平線に見直してやって、さらに5年間やってきたけれども、できなくて3年と、またさらに延長、しかも10億円ということです。

その増額の変更理由については先ほど説明を受けましたけれども、いろいろ言われましたが、用地交渉が非常に難航して調整に時間を要したということ、それから、資材、人件費の高騰、それから、残土処分地の変更と追加費用が発生したということで、さらに4億円ということで今回なっておるわけですけれども、地域の方から、さらにまた延長かということで、延長延長ということで、平成29年10月からのりあいバスが廃止路線になって、だから、平成30年度から見直して、辺地対策で幅員3メートルを離合場所ができるように幅員計画をしていただいたんですけれども、なかなか進まない、あと何年かかるんでしょうかというこ

とですけれども、現在の、この変更前の1,685メートルのうち、あと何メートルが残っているのか、先ほど420メートルというのは間違いなのか、420メートルをさらにあと4億円程度増加するという事によろしいでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

田代建設住宅課長。

○建設住宅課長（田代 章君）

お答えをいたします。

あと残延長、残事業ということの御質問でございますけれども、まず最初に、今回の事業が延期になった、それと増額になったということに関しては、先ほど企画財政課のほうから説明があったとおり、用地交渉、あるいは工事の難航、具体的に申しますと、岩質の土質が想定しないものが出土したということ、あるいは人件費の高騰、これは全般的な事業費の増でございますけれども、それに加えて、残土処分地の変更だとか、新規土の投入ということの設計変更等々があつてございます。その関係で、当初5年で予定していたものが、今回さらに3年を延長して完了したいというような計画変更を計画しているところでございます。

御質問の残区間に関しましては、あと、計画期間が1,765メートルあるわけですが、このうち、あと450メートルが残延長ということで残っております。これに関して、今現在、進捗で申しますと、73%程度の進捗を見ておりますので、この率計算から単純に計算しましても3年で完了するものというふうに思っております。

それと、財源につきましても、多額の4億円の増ということで御提案させていただいておりますが、これに関しても、先ほど申しました人件費だとか、岩質の不良な点、あるいは各面での工種の変更というものがあつて、4億円を増額させていただいているという状況でございます。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

あと450メートル、一部450メートルのところを現地で通ってみますと、急な上り坂で岩盤が多くあるところで非常に難工事が予想されるところが残っていると見受けるんですけれども、それをあと3年間で本当にできるだろうか。今までの進捗状況を見てみますと、今日説明の資料の39ページでは、年度割では令和6年度、7年度で157,000千円というような感じで非常に大きな金額になっているわけですが、今までもほとんど毎年1億円程度の予算を組みながら実行できなくて、繰越し繰越しで予算を残してきておられるので、非常にこら辺を心配しておりますけれども、やはり一番当初の、いわゆる2期工事の計画の甘さと、それから執行体制のこら辺の少し不備のあれで、当初、本来ならば平成30年、2期工事で延長1,765メートルのところを終わっておくべきところを、今回の変更をしますと、この

38ページのところの図面の一番下のほうに参考資料として、整備区間全体として延長1,765メートル、これは2期工事のときにも1,765メートル、6億円でやるというところを、実際、この変更後の計画では1,429,250千円と。6億円が14億円に非常に膨れ上がっているわけですね。やはりそこら辺の2期工事の計画の甘さというかですね。

今、遅れた理由に、用地買収の難航ということと、これまで言われてきた保安林の指定解除が遅れたと。その遅れた理由は県の理由でずっと言うてこられたんですけども、用地買収と、それから、保安林の指定解除は既に終わっていると認識しているのかどうか、そこら辺の御説明をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

田代建設住宅課長。

○建設住宅課長（田代 章君）

保安林の解除の件についての御質問でございますが、結果から言うと、今現在、あと1か所の認定が未完の状況でございます。残りの4か所につきましては認可をいただいております、残る1つのところを今申請して協議しているというような状況でありまして、我々の規模予測で申しますと、来年の今頃には認定していただけるものというふうに見込んでおるところでございます。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

保安林の指定箇所、当初、第2期工事のときには、第4区間に分けて指定解除を申請すると。しかも毎年度工事着工前にならないと申請が出されないということで、あと1か所、今申請手続きをやっているということで、これは大体1年ぐらいかかるということ、来年の今頃認可と。そうしますと、157,000千円程度組んであるんですけども、5年度、来年度の工期、これが施行できるのかどうかですね。そこら辺、また同じ繰り返しになるんじゃないかと心配をしているんですけども。

そして、さっき質問した中でちょっと答弁がなかったもので、用地買収は全て終わっているのか、そこら辺も併せてお願いします。

○議長（徳村博紀君）

田代建設住宅課長。

○建設住宅課長（田代 章君）

保安林の解除の件につきましてですけども、原則、保安林の解除につきましては、施行年度の前に申請するというのが原則となっております、一度に申請するのじゃなくて、その都度申請をさせていただいております。

それで、今最終のところを申請しておりまして、来年には認定を受けるということでござ

いますが、その間の工事につきましては、既に今年度認定を受けたところの保安林もござい
ますので、そこら辺のほうから着工いたしまして、来年認定を受けるところにつきましては、
それ以降、7年になろうかと思えますけれども、そういうことで進捗を図りたいというふ
うに思っています。

それと、用地買収の件につきましてですが、用地につきましては、既に取得をしている状
況でございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

今までの遅れた理由に用地買収——用地買収は100%終了したということで安心はしてい
るんですけども、保安林の指定解除は同じことの繰り返しということでしていますので、
市の申請の遅れの理由じゃなくて、県の審査の遅れを理由に今までずっと言われてきて、そ
れが本当なのかと、こういった来年度工事、4月から施行されるのについては4月に承認が、
保安林の指定解除ができるような仕組みに、そういった形で計画どおりやれないというこ
とであれば、県のほうに申請手続の変更とか、そういったやつを要請すべきと思うんですけ
れども、これの理由で2期工事の、本来ならば7年で6億円で済んだやつが、こういうよう
な感じで、その後いろんな物価高騰対策等で、諸物価が上がっているからそこら辺はやむを得
ない事情等はあるんですけども、その前に終わってれば6億円でできたわけですので、
ぜひあと残り3年間、六、七、八年で全て終わるような形で。

というのは、辺地の対象の、先ほど、辺地の広平線の1期工事のときには64名程度いら
したやつが、2期工事をやるときには50名を下回っておったから、中川内まで含めて80名
に見直したと。既に現在12名、2期工事のときも12名減って、今回も12名死亡等で減って、
これも60人台になっていると思うんです。それ以下にですね。

今後も、あと残された高齢者の方がバス路線がなくなって非常に狭い道を、慣れない坂道
を、離合できないようなところを、まちに出るときは非常に苦勞されていますので、亡くな
られてから出来上がっても意味がありませんので、若い人がまちに下らなくていいように、
また、高齢者の方が困らないように、一年でも早く今回の変更どおり3年で終わるようにひ
とつよろしく願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

田代建設住宅課長。

○建設住宅課長（田代 章君）

工事の進捗について御指摘を受けておりますけれども、まず、保安林の解除の件についま
してですが、これに関しましては、県の作業が遅れたというわけではなくて、やっぱり保安

林という国有財産の重要な森林でございますので、ここら辺は慎重に審議、検討をされているものというふうに思っております。

それと、今までは遅れたというのの原因の一つには、西九州新幹線のほうで、そちらのほうが優先度が高いということもありまして、そちらを中心に作業されていたというところもあろうかと思っております。

今後は、うちの事情も十分訴えながら、この事業が計画どおり完工することを願っております。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今説明を聞いて、そして、地元の角田議員からも質問があったんですけど、本当にこれは長いですね。私が議員になった20年近く前から、この広平辺地の話がずっと出ていました。地元の能古見から出られた歴代の議員の方もずっとこれを質問されていました。

当初、この広平の辺地は、平成8年から平成30年まで23年間、今回の延長、工期の延長等も含めて書いてありますけど、やっぱりその当時と大分状況が違うんじゃないかなという気がするんですね。

まず、現行で人口が80人と書いてありますよね。この辺地の要件というところにも、地域の中心を含む5平方キロメートル以内の面積の区域における人口が総合整備計画を定める日の属する年度の初日において50人以上であり、かつ、へんぴな程度の基準が辺地度点数が100点以上の地域というのが要件なんですね。もちろん、平成8年、その前からこの計画が始まっていて、平成8年から工事が進んだと思うんですけど、その当時の人口、世帯数、どのくらいあったんでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。

暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（徳村博紀君）

再開します。

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今からこれを調べようとしたら多分お昼過ぎるでしょう。いいです。多分、大分人口も減っているだろうと思うんですね。こういうふうな公共事業というのは、もう一つそれと同じように、浜川の改修促進事業というのがあるんですね。これは昭和50年代から始まって

いるんですよ。ここ以上に長いんですね。そしたら、今、結局、気候変動というか、以前とは違う、いろんな水害であったり、そういうのが起きていますね。工事自体が少しずつやり方とか変わっていくんですよ。

今回のこの工事も、あと450メートルの延長に3年かかると、4億円をかけると。今進捗率が73%という答弁があったと思うんですけど、工事の内容というのはこれだけ、平成8年からいけば、もう20年弱ぐらいになってくるんですね。工事のやり方というのはどういふふうに変更されているのでしょうか。それについてお答えください。

○議長（徳村博紀君）

田代建設住宅課長。

○建設住宅課長（田代 章君）

お答えをいたします。

工事の内容ということでございますが、これにつきましては、道路幅員を確保するという事で、2車線の道路ということで、規格の変更はあってございません。

ただ、その工事機種につきましては、20年前と現在とでは、大型化した機械もありますし、きめ細やかな作業ができる小型化された重機もございますので、そこら辺の現場の対応というのには対応できるかなというふうに思っています。

今回ここまで遅れていた工事の原因といたしましては、上流山間部のほうよりも手前のほうが岩質が強固なものがあったということで遅れているというような状況でございます。その他、用地の件だとか、保安林の件だとか、要素もございしますが、工事につきましては、上のほうよりも下のほうが厳しい状況であるということで認識をいたしておるところです。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。これだけ20年近くなってきたら、いろいろ工事の過程で、おっしゃったように岩質が思っていたのと違っていったとか、それとか、角田議員もそうなんですけど、以前から能古見出身の議員が質問のときによく出ていたのが、保安林の問題というのがよく出てきましたよね。なかなかこれで工事が進めないと。だから、そういうふうなところはやっぱり国との交渉でもあるし、県であったりとか、そういうふうなところがあるので、先ほど角田議員も言っていましたけど、最低でも令和8年までには完了してしまうと。そうじゃないと、申し訳ないけど、費用対効果という面も考えてきたら、本当にここまで時間をかけてやって、その後の個々の利用頻度というのがどうなるんだというふうにやっぱりなるでしょう。だから、長く担当課のほうにいらっしゃる山浦部長は、あなたにも相当な責任があるんだから、やっぱり一番よく分かっていると思うんですよ。山浦部長はどう思いますか。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

確かに地元の方には大分時間がかかって御迷惑をかけておりますけれども、先ほど田代課長のほうから御説明しました保安林解除の手續に時間を要しているというのが本当に時間がかかっておりまして、例えば、令和3年6月22日に申請した保安林解除が、決定が来たのが令和5年1月ということで1年半かかっています。今度、最終の保安林解除を申請しているのが、今年5月15日に申請して、これも1年ちょっとかかるのではないかと。4月に入ったら来るかとは思っていますけれども、これだけ時間を要しております。

また、先ほども田代課長のほうからありました、岩質が硬く、工事的には発破という工事をかけられたら早いんでしょうけれども、なかなか危険でありますので、それをブレーカーで少しずつたたいてということになりますので、これも時間と事業費がかさんだという理由になっております。できるだけ早く通行できるように努力していきたいと思っております。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今回の工期の延長について、地元の方がどういうふうな御意見を持っていらっしゃるのか、地元の説明会等、ここの辺りは行われているものなのか、それとも今後、今から説明をされていくのか、それについて担当課長お答えください。

○議長（徳村博紀君）

田代建設住宅課長。

○建設住宅課長（田代 章君）

お答えをいたします。

地元への説明ということでございますが、これにつきましては、今回計画変更を認められた後に地元のほうに説明を申し差し上げたいというふうに思っております。

この事業につきましては、地元の方もいち早く完了することを望んでいらっしゃいますし、何といても唯一の生活道ということで大変御苦勞をなされているところということも我々は十分把握しておりますし、しかも平成29年からはバス路線が廃止になったということも併せてありますので、そこら辺は地元と協力体制を講じながら、いち早く、できるだけ早く工事が完了することを、事業完了することを目指して頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されております問題についてですが、今までもいろいろ出ましたけど、私はこういう事業をするのは、地域の人が本当に生活しやすいようにするためにやっていくんだと思いますかね。

今報告書を見ますと、現行から変更後までにしても人口が減っているわけで、先ほど伊東議員が最初のときに何人いたんですかという質問をされました。答えは出ていませんが、大分減っていると思いますが、大体この人数で、今ここで世帯数が何世帯ぐらいあるんですか。現時点で何世帯なのか、そして、どれくらいになる予定なのか。

○議長（徳村博紀君）

田代建設住宅課長。

○建設住宅課長（田代 章君）

お答えをいたします。

現在、この広平・中川内地区の人口は80人ということでございます。これにつきましては、世帯数につきましては、鹿島市の平均的な世帯、1世帯当たりの人数が2.56人ということでございますので、30世帯ぐらいかな、40世帯を切る世帯であるというふうに思っております。（「正確な数字を言わんば」と呼ぶ者あり）

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今のような答弁はないと思いますよ。これだけ大事な事業をしているときに、ここをよくするためにしている。本当ならば、世帯が減るでなくて固定していくというようなことになって本当なんですけど、今見ているように非常に長いわけですから、それは困難だったか分かりませんが、私は思いますかね、こういう道路整備の問題だけでやってその地域をよくしようとしても、なかなか居着かないというのはこれではっきりすると思うんですよ。

極端な話、交通の便も悪いでしょう。いろんな面でマイナスがあるわけですから、せっかくこういう事業を取り組んでも、やっぱり、短い間でぱっとできればそこが落ち着くかも分かりませんが、今のような状況でしよったら、ここで変更後の人口が68人となっていますが、まだ減る可能性もあるし、1つは、どれくらいの世帯で、そこにいる人たちの年齢層がどれくらいなのか、私はその辺まで含めて、やっぱりこれだけの金をかけてこれだけの事業をしたので、ここはこれだけよくなりましたよというような、そういう結果が出なくちゃ駄目なんですけど、恐らくこれが最終的に出来上がるまでには、もっとこれは予想以上の人口が減るかも分かりませんし、その地域の高齢化率も非常に高いと思うんですよ。そういう地域の皆さん方の状況の調査などはなさっていますか。今までの答弁では恐らくないと思

ますが、どれくらいの若い人がいて、どれくらいの高齢者がいる、その辺まで含めながらこの地域を開発していくならば、そこまで含めたことで全体的にそこをよくしようということにしないと、例えば、私、極端に考えれば、ここは道路がよくなりましたよと、条件がよかったら、今は移住とかもありますから、そういう手だて、いろいろできると思うんですよ。

しかし、今のような、地元の人だってそういう形でしか把握されていない。本当に私は今ずっと説明を聞いて、質問をするつもりはありませんでしたが、これだけの事業をしている中であまりにもお粗末だなという考えがしましたが、その辺、市長どうでしょうかね。やっぱり全体的にその辺まで含めないと、これだけの財源をつくって長期にかけてする価値がないと思うんですよ。その辺いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

これは辺地対策でやっております、さっきおっしゃったように、確かになるべくそこに皆さん方が住み続けられるような対策ということで今までやってこられたと思います。世の中の情勢で、山間部におられる方が下のほうに下りてこられるというのはあろうかと思いますが、そういう中でも、ここに住んでいてよかったとか、交通の利便性がこれだけ改善されたので、やっぱりまだここに住み続けたいとか思うような状況をつくっていかねばならないというふうに思います。

先ほどの説明の中で、そこに住んでおられる方の状況を十分把握できていないということは、我々のほうとしてもそれはもっとしっかり把握しながら進めていかねばならないと思っておりますし、この道路ができることによって、その先に、その地域の今後開発とか、いろんなことにもつながってくるというふうなことも考えますので、そこら辺のところは、我々もその地域の情勢、状況をしっかり把握した中で、こういう事業を進めていかねばならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろんな開発がなされました。特に山間部の開発などになりますと、全体的ないろんな問題もやっぱり考えながらいかんといかんと。特に交通の便なんか悪いですよね。バスも通らなくなるとかいろいろありますからね。やっぱりこれからの取組というのはそういうのも考えていかんといかんと思いますが、また、今、伊東議員もおっしゃいましたが、人口の問題とか、その辺の動向、どういうふうになっているのか、何世帯どうなっているのか、それから、年齢的な問題、そういう問題について、ここで出ませんので、後でぜひ最初の計画から

資料としてその辺を私は出していただきたいと思います。

そして、今後ここをどうしていくかと、やっぱりせつかくこれだけのことをしますから、何かやっぱりよかったばいというような、ただ、道路のきれいになっただけではどうにもなりません。ですから、ぜひその辺について今後の取組をお願いしておきたいと思います。資料を出していただけますか。

○議長（徳村博紀君）

田代建設住宅課長。

○建設住宅課長（田代 章君）

先ほど松尾議員、あるいは伊東議員のほうから御指摘をいただいております人口、あるいは世帯数についてお答えをいたしたいと思います。

これは現計画の広平・中川内の前の広平地区の計画ですけれども、平成8年の時点で広平地区が22世帯の72名という人口でございます。今現在は広平・中川内地区に工事箇所が移ったわけですけれども、そこは今現在80名ということで、ちょっと世帯数、ここで資料を持ち合わせておりませんので、後ほど提出させていただきますと思います。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今のままでいけば、これだけのことをした、ただきれいになったというだけで、本当に皆さんがよかったなというような状況になり切れないというような私は心配をします。本来ならこういう無駄な予算を使わんでくれと言いたいです。しかし、ここまで来ておりますので、それは私も言いませんけど、今後そういう面では、いろんな取組をする中でそれを生かしていけるような、そういう政策を積極的に進めていただくことをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第59号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第59号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩をいたします。11時30分から再開いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第6 議案第60号～議案第61号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第6．議案第60号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定について、議案第61号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定について、以上2議案を一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

それでは、議案第60号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定について及び議案第61号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定について、一括して説明をいたします。

議案書は30ページ及び31ページ、議案説明資料は40ページからになります。

この2議案は、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、鹿島市生涯学習センターと鹿島市民図書館の指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものです。

提案の理由といたしましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、この2つの施設の管理を指定管理者に行わせたいので、これらの案を提出するものでございます。

現在、鹿島市生涯学習センターと鹿島市民図書館につきましては指定管理者制度による管理運営をお願いしておりますが、令和6年3月31日をもって5年間の指定管理期間が満了いたします。今回は、期間が満了した後の令和6年4月以降につきましても引き続き現在の指定管理者である団体に指定管理者制度による管理運営をお願いしたいということで御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては議案説明資料で説明いたしますので、40ページをお開きください。

まず、鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定について御説明をいたします。

公の施設の概要につきましては、名称が鹿島市生涯学習センター、所在地は鹿島市大字納富分2700番地1です。

施設の目的としましては、市民の文化の向上と健康の増進に寄与することとなっております。

す。

管理の主な業務の範囲としましては、4つになりますけれども、1つ目が生涯学習センターの管理運営に関すること。2つ目が生涯学習事業の実施ということで、施設設置目的内の生涯学習事業の計画及び実施ということになります。それから、生涯学習事業に係る料金の徴収及び収納事務になっております。3つ目としまして市が行う業務への協力、4つ目に教育委員会が必要と認める業務ということで、社会体育施設の予約受付業務、それから、使用許可書の発行業務、使用料の受け取り業務、それから、土日祝日の各種用具の予約受付及び貸出し、受け取り業務、そのほか教育委員会が必要と認める業務ということになっております。

41ページをお開きください。

指定の方法として、単独指定ということでお願いしたいと思います。

その理由といたしましては、条例の第2条のただし書にある合理的な理由ということで、4つですけれども、規則第3条第1号、地方自治の振興などの目的のため、地域住民団体による自主的な管理運営が期待されるとき、規則第2号、特に専門的又は高度な技術を有する施設で、団体が客観的に特定されるとき、規則第4号、当該公の施設の設置目的を実現し、又は市の計画を実施するために、特定の団体に当該公の施設を管理運営させる必要があるとき、規則第5号、当該公の施設を現に管理しているものが、引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるとき、この各号に該当するものということでお願いをするものです。

指定管理の候補となる団体ですけれども、鹿島市大字納富分2700番地1、一般財団法人鹿島市民立生涯学習・文化振興財団です。

指定の期間といたしましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

過去の指定の期間及び指定管理者につきましては、平成21年4月1日からの5年間がかしま市民立楽修大学、平成26年4月1日からの5年間及び平成31年4月1日からの5年間が一般財団法人鹿島市民立生涯学習・文化振興財団となっております。

42ページのほうに、利用状況及び市の指定管理委託料状況ということで、平成30年から令和4年の5年間のそれぞれの利用状況、それから、市指定管理委託料収支の状況を載せておりますので、御参照ください。

続きまして、44ページをお開きください。

鹿島市民図書館の指定管理者の指定について御説明をいたします。

施設の概要としましては、名称が鹿島市民図書館、所在地が鹿島市大字納富分2700番地1です。

施設の目的としましては、市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書、記録、その他

必要な資料と情報を提供することとなっております。

管理の主な業務の範囲としましては、4つですけれども、1つ目が図書館の管理運営に関すること。2つ目が図書館事業の実施ということで、図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料の収集、整理及び保存に関すること、図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること、図書の案内及び読書相談に関すること、調査相談及び研究援助に関すること、鹿島市に関する古文書等の歴史資料の調査、研究、展示等に関することなどです。そのほか記載してありますので、御参照ください。3つ目としまして市が行う業務への協力。4つ目、その他、教育委員会が必要と認める業務ということになっております。

指定の方法につきましては単独指定ということで、これにつきましては先ほどの生涯学習センターと同じになります。

指定管理の候補となる団体につきましては、鹿島市大字納富分2700番地1、一般財団法人鹿島市民立生涯学習・文化振興財団です。

指定の期間としましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

過去の指定の期間及び指定管理者につきましては、平成21年4月1日から5年間がかしま市民立楽修大学、平成26年4月1日からの5年間及び平成31年4月1日からの5年間が一般財団法人鹿島市民立生涯学習・文化振興財団となっております。

46ページには、利用状況ということで平成30年から令和4年までの図書の貸出冊数、それから、市指定管理委託料状況ということで、同じく5年間の指定管理料及び収支の状況を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明について一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

何点か質問します。

今回、一般財団のまた同じところに指定管理をとということですけど、この同じところに15年間指定管理されているということで、鹿島市として指定管理の委託先に対してはどういうふうな評価をされているのか。この一般財団法人鹿島市民立生涯学習・文化振興財団に対してはどういうふうな評価をされているのでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

市の評価といたしましては、施設の維持管理、運営については適切に行われると評価しております。また、事業サービスの提供も安定しており、中身が充実したものとなっております。

ます。

今後も安定した運営とサービス提供ができるものとして、市としても評価をしているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

8 番中村一堯議員。

○8 番（中村一堯君）

委員会のほうでもお話をいろいろこの指定管理について意見が出たんですけど、資料提供をしていただいている分で見ると、ほかの自治体の状況も参考に確認してみますと、指定管理をされているところが鹿島市と武雄市と多久市、ほかのところは皆さんどこでも、伊万里市とか小城市とか佐賀市とか、そういったところは直営でやられているんですかね。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

図書館についての指定管理のことだと思いますけれども、指定管理をしているところは鹿島市と武雄市、それから、多久市となっております、それ以外は全部直営になっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8 番中村一堯議員。

○8 番（中村一堯君）

図書館についてはこれですけど、生涯学習センターとか、他の自治体で同じような生涯学習センターのようなところはどういうふうに委託、指定管理をされているのか、それとも直営でされているのか、その辺の状況についてはいかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

生涯学習センターのような類似の施設につきましては、県内の状況ですけれども、全部で41の施設がございまして、そのうち4割が指定管理、41分の16施設が指定管理となっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8 番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

私が見ている書類は図書館の分ですけど、図書館においては鹿島市の生涯学習の財団のところの上でかなり県内でも頑張っておられるなという印象を受けられるんですが、すごく貸出数とか多くていいなと思うんですけど、これは直営でやられているところと指定管理でやられているところの事業費というのはどれぐらいの差があるんでしょうか。もし鹿島市が直営で行った場合だったり、指定管理で行った場合、そういったところにどれぐらいの差があるのかというのをお尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

生涯学習センターではちょっと調べていないんですけども、図書館では人件費の比較があります。やはり直営でされているところは人件費がかなり高くなっております。その図書館の働いていらっしゃる職員さんの数にもよるんですけども、やはり直営のところが高く指定管理のところの方が安いというような状況となっております。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

今、数字的なものは出てこなかったですけど、鹿島市で行った場合がどれぐらい差があるのかなと。例えば、全部職員さんというわけにもいかないと思うし、そこは今、会計年度とかいろいろありますから、そういったところでどのぐらいの差があるのかというのはどういうふうな試算がなされているのでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

平成17年の直営のときと今現在の指定管理での人件費の差なんですけれども、図書館で年間2,800千円ほど安くなっているという状況です。

また、生涯学習センターエイブルにつきましては、年間11,500千円ほど経費の節減が行われているという試算となっております。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

分かりました。平成17年の数字ということですけど、もう20年ぐらい前のことやっけん

ですね、できることなら、やっぱり今の状態と比較していろいろ考えるべきところもあるんじゃないかなというふうに思っています。

この一般財団法人の分で資産状況とか見ると、昔はかなり運営的に大変だった時期もあると思いますけど、最近でいうと、基金の状態が、大体12,000千円ぐらい基金が、事業の余りがあると思いますけど、僕の感覚としてはかなりの資金があるなど。

例えばですけど、体育協会とか同じような指定管理をされているような施設でそれだけの基金の蓄えがあるというのは、かなり頑張ったためにおられるなというのと同時に、少し委託費とかで節減できる部分もあるんじゃないかなと思いますけど、その辺についての数字はどういうふうに生涯学習課で考えられていますか。

○議長（徳村博紀君）

鳴江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

市民文化ホールが今年開館しましたけれども、実はエイブルさんのほうで開館するときに大きな事業をするということで計画されていたということを聞いております。実際は、市がこけら落としとしてNHK交響楽団のコンサートを行いましたけれども、そういう大きな事業をするということで以前からお金もためていらっしやったということを聞いております。積み重なった金額が12,000千円を超えるというような状況になっております。

今後ですけれども、今後の計画といたしまして、やはり積み重なった部分がちょっと多いということで、二、三年に1回ぐらい、NHKの交響楽団のコンサートとか、そういう一流の技術を持った方に安いチケット代でコンサートを行うような計画をされているところです。そういうところで市民に還元していきたいということを計画されていると聞いております。

また、小学校とか高齢者施設へのアウトリーチということで、それを無料で実施していきたいということで、そういうことでも市民への還元をしたいと考えられているということで聞いております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

そういった事業でいろいろしながらそういった資金を有意義に使ってもらいたいなというふうには思います。ほかの指定管理の同じような施設に比べるとかなり基金が多いような状況なので、そこは注視をしてもらって、市役所からも鳴江課長はいろんな会議に参加されると思いますけど、そこはいろんな事業で注目して見ていってください。

それと、生涯学習センターで大体90,000千円で、図書館の分で70,000千円だったですね、

それだけ大きな金額が鹿島市から指定管理料として入っています。だから、私は少し今後は関わり方も考えるべきだと思っています。というのも、社協だったり、シルバー人材センターだったり、いろんな鹿島市と関連の深いような施設はやっぱり人員の交流とか、例えば、定年退職した人がきちんともう少し連携を図るために、その図書館とか生涯学習センターでも頑張ってもらおうとか、そういった関係づくりをもう少し深くしていったほうがいいんじゃないかなと思っていますけど、これまでそういった人事交流じゃないですけど、そういうのはあんまりないかなと思いますけど、その辺については議論されたことありますか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

関係機関との人事交流につきましては、これまではあまり議論は多分されてきたことがないかと思います。関係機関にお声かけをして、そういう要望があれば検討はしてよろしいかと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

SAKURASは今年は直営とか、今後は生涯学習センターとまた協力をしながらやっていかなければならないという状況もありますので、そこは鹿島市も協力して運営していかなければいけないので、そこはそこに詳しい職員の方も働かれたり、定年退職された方が、例えば、そこをかけ橋になって頑張っ一緒になってしていくとか、そういう姿勢を今後、せつかく金額も大きいような指定管理の相手先ですので、そこら辺も頭に入れながらしていただきたいと思います。そこは今後、いろんなエイブルさんとの協議で話をしてもらえればいいんじゃないかなと思います。鹿島市のためにいろんなすばらしい事業をしてくださっていると思っていますので、今後も協力して行ってから運営をされていくように引き続きよろしくをお願いします。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

よろしくをお願いします。

指定の方法を、ここに条例第2条、ただし書にある合理的な理由、条例施行規則第3条1項、第2項といろいろありますが、(1)の地域自治の振興などの目的のためにとあります。これを少し説明してください。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

生涯学習の推進ということで、地域に根差した団体が生涯学習を推進していくということで、より地域住民に身近な方々が団体として運営をしていただくということで、自主的な管理運営ができるということで理解をしております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

しかし、今のお話ですけど、事業の内容は、文化講座とか文化教室、講演会、コンサート、演劇とかいろいろありますね。この内容を見ますと、地域住民団体による自主的な管理運営が期待されるときということで、この条例で見ると、他の地域の団体は入れないということですね。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

もちろん鹿島市民の方が生涯学習ということでいろんな学びをしていただきたいとは考えておりますけれども、他の地域の方々も活用はしてよろしいかと考えております。（「活用じゃなくて、ここの団体が指定管理を受けられないですねと。この条例でいうと」と呼ぶ者あり）指定を受ける団体です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

そういう意味ではなくて、この地域住民団体による自主的な管理運営が期待されるときということですから、よその地域の方はこの指定管理にはなれないんじゃないですかと聞きよつと。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

地域住民団体ですけども、鹿島市内の地域住民団体ということでございます。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

だから、鹿島市の方だけしかこの指定管理を受けられないということで聞きよつとですよ。よその市町村の方はここには入られないんですかと聞きよつと。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

市外の地域住民団体については該当にならないということで理解しておりますので、単独指定ということをしております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

入札でもよその市町村からも入らるっですよ。これだけは何で入れんということになつとつとですか。これは他の地域から入れられないという根拠か何かあるんですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

もし公募ということになれば市外の団体も入ってくるかとは思いますが、今回の場合は単独指名ですので、これまで指定管理をしていただいた団体にということで考えております。

○議長（徳村博紀君）

午前中はこれにて休憩いたします。

なお、午後の会議は午後 1 時から再開いたします。

午後 0 時 休憩

午後 1 時 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

この前、文教厚生産業委員会がありまして、エイブルのことで質問がありました。そのときもなかなか回答がない場面が多くありました。委託料というか、160,000千円ありますね。

だから、そこら辺をやっぱり状況を把握してもらうようにお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

午前中からこの指定管理の問題についていろいろ質疑がなされておりますが、私がちょっと感じたことと確認をしたいことがございますので、まず、その点についてお伺いしたいと思います。

この議案第60号の生涯学習センターの指定管理、それから、議案第61号の市民図書館の指定管理、議会に対しては毎年9月の定例会の決算審査特別委員会の折に、それぞれの指定管理の団体のほうから活動の実績、それから、経理の実績等の報告書が提出をされます。それで、そのときは私たちも実績はどうかという確認ぐらいで、中身に入り込んだ議論というのはあまりないわけでございますが、いろいろ私が今感じていることは、今日も質問があつておりますように、この指定管理者が運営上、本当に努力をされていることは評価しているわけでございますが、市は一方的にお願いをするだけであつて、後の評価、特に事業の取組の成果、それから、経理的な経営の収支、そういったものについて結果だけは精査をされていると思いますが、この運営面、あるいは経理面における中途でのいろんな課題、問題点等もあるのではなかろうかという感じがいたします。

特に鹿島市の場合は外部的な評価制度がございませんので、評価ができるとすれば、市の監査委員によるこういった指定管理の団体の状況にある程度資料の提出を求め、あるいは聞き取りをしながら調査する権限があるわけでございますが、これまで生涯学習センターと図書館の2つの施設に関わる市の監査委員からの御指摘等を受けていないのかどうか、あつたとすれば、その点についてどういうふうには是正をなされているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

鳴江生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳴江克彰君）

お答えいたします。

一度、市の監査委員による監査は行われておりますけれども、その内容については今書類を持ちませんので、後ほど報告をさせていただきたいと思つております。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

今、担当課長が述べられましたように、ほとんど大きな問題はなかったような感じがいた

します。しかし、こういう指定管理の更新に当たっては、今までのそういった裏づけを十分に検証しながら次の新たなステップに入っていくということで、ここら辺の取組の心構え、こういったものが非常に大事になってくるんじゃないかならうかと思っております。3年間、今まで3度更新になるとき何も問題なかったから、もうこのままいきましょうという形じゃなくて、新たな方向づけ、それから、市の新たな感覚、そういったものを求めていく必要があるんじゃないかならうかと私は思います。

その点について、ぜひ市長を先頭に、そこら辺の指定管理に当たっての庁議なり、あるいは議論を深めていただきたいと思いますが、その点についての市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

この指定管理制度、エイブルであったり、図書館であったり、地区の公民館であったり、いろんな団体をお願いをしています。今おっしゃったように、それぞれがどのように運営をされているのかというのは我々も十分把握をしながら、じゃ、次回更新をするときに今のままでいいのかという検証はしなければいけないというふうに思います。

それと、1つだけ、エイブルと図書館の指定管理者の理事長たちのほうから要望書も市のほうに、私のほうに実際、今までの長い経過を基にこういうことを要望しますというような要望書を出された経緯もあります。

そういうことも踏まえて、私自身は今の状況はしっかりとした運営、経営をなされているというふうに思いますが、やっぱり多方面、これからどうしていくのだというような戦略、経営の方針、そういうものをお互いで検証しながら次に向かうというのも大事じゃないかなというふうに思いますし、指定管理も15年以上ずっと続いていますので、続けることによる利点と、逆に言えば、それに対する弊害が出てきていることもあろうかと思しますので、そこら辺はお互いに認識をしながら、次の指定管理、今後の指定管理の運営の在り方というのをしっかり協議し、やっていかなければならないというふうに思っておりますし、議員言われるように、そこら辺の検証というものはしっかりやっていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

私たちがこれまでこの指定管理者の活動ぶりを見る中で感じたことは、それぞれ地区の公民館においては、地区の振興会、あるいは振興協議会の皆さんたちが総力を結集して運営に当たっていただいているわけですね。それで、一番最終的に気を遣われておるのは、今回

は特にこの3年間はコロナの影響によって自分の思うような事業活動が展開できなかったという問題を抱えていらっしゃいました。その中でも、市から受ける指定管理料をどのように生かした形で使っていくのか、非常に苦慮されておったわけですね。それで、今回の生涯学習センターなり図書館の状況を見ますと、財団が受けておられて立派な運営をされています。しかも黒字的な経営をされていることで、ある程度の資金の余裕が出ているということも見ております。

それで、そういったことについて、資金に窮屈になってやりくりされている団体と、ある程度余裕を持ちながら取り組んでおられる団体、こういったもののバランスについて、生涯学習課長としてどういうふうな市としての力添えを考えておられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

まず、指定管理料なんですけれども、大きく3つに分けられます。1つ目が運営費、これは人件費がほとんどになっております。それと、運営するのに必要な事務費などが含まれております。2つ目が生涯学習センターの管理費ということで、施設を維持するためのいろんな空調とか電気とか、そういうところの委託料とか、あと、清掃の委託料、それから、光熱費みたいところです。それが2つ目、管理費になります。最後のもう一つが生涯学習事業費ということで、これはコンサートを開いたりとか、講座を開催したりとか、そういうものに使われる事業費ということになっております。

最初の運営費と2つ目の維持管理費、その分につきましては精算をすると。余った分はお返しをしていただく、もし不足する場合は市から補填をするということで、指定管理の当初からそういう約束でやってきております。最後の生涯学習の事業費のところ、これは財団のほうでかなり努力をされていて、いろんな講座とか、コンサートとか、講演会、いろんな努力をされて活発に行われていると思っております。これにつきましては大体4,200千円ほどの指定管理料をお支払いしていますけれども、大体4,200千円に対して支出される金額が5,000千円から10,000千円ぐらいの事業をずっと展開されております。その足りない分につきましては、コンサートのチケット代とか、あと、講座をするときの参加料とかで補われたり、あと、エイブル会員の会費、そういうもので補われているということで、それでも足りない部分は積み立てたところを切り崩して補填するとか、逆に余った場合は積み立てていく、そういうことでされております。

今後につきましては、やはり少し余裕を持った事業展開をされることが望ましいんですけども、12,000千円以上ある金額が大きいのか、それとも小さいのか、適当なのかという

ところをもう一度検証いたしまして、生涯学習事業費というものは市民に還元するための事業ですので、それにしか使うことができませんので、先ほども申しましたけれども、大きなコンサートを二、三年に1回開くとか、学校とか高齢者施設に無料でコンサートをしに行くとか、そういうことで市民への還元に使っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

それでは、最後の質問にしたいと思いますが、副市長の今までの経験にお伺いしたいと思いますが、今、鹿島市が行っているこういった指定管理事業、いろんな分野でなされておりますが、私が最初申し上げましたように、1年間の実績、成果については報告義務がございますので、各団体がその指示に従った内容で出されております。

それで、これを総合的に、継続が可なのか、ちょっと見直しが必要なのか、あるいは抜本的な是正が必要なのか、いろんな角度からの点検が必要だと思います。この点について副市長としては、自分としてはどういうふうな見解に基づいて精査をしたいというふうにお考えなのか、その点だけで結構ですので、お伺いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

この指定管理の問題、本日もいろいろと質問をいただきました。

たしか平成18年度に自治法が改正されて、それまでこういった公の施設の管理というのは、公共的団体であるとか、そういったものに限られていたものが、民間も含めて管理できるというふうになりました。大体平成20年ぐらいからいろんな団体がこの指定管理者制度を取り入れているかと思っております。

私、実は平成23年度ぐらいは人事課にいて、まさしくこの指定管理者制度を係長として担当しておりました。その当時が大体1期目の指定管理が終わって、次、2期目どうするかというところだったと思います。全国的にもこういったところ、私もいろんな研究をしておりました。

当初、指定管理というのは基本的に何でも公募で民間にできるだけしようよということだったんですけど、その当時もやはり非公募でもこういった特定の団体に指定管理を任せるほうがいいんじゃないかという議論も上がっておりました。

そういった中と、あとあったのが、今、中村議員からもありましたけど、評価というところが平成23年ぐらいもポイントとしてありました。いわゆるモニタリングとか評価をして、利用者の意見であるとか、自治法上も毎年実績報告を出すというふうになっておりますけど、

そういった実績報告であるとか、利用者の声とか、いろいろなものを総合的に判断して、県であるとか市としてその評価はどういうふうなのにするのかという議論をしまして、実は県のその当時のガイドラインやそういったところを私が担当のときに入れ込んでいました。

当然こういった15年、エイブルであるとか、そういった長くなっているところは、市民の声であるとか、市としてどういう評価をしていくかというのを、今後、中で継続するとか、続けていくときとかというのにはちゃんとそういったところも入れていく必要があるのではないかなと考えておりますので、こういった今日の意見とか聞いて、今後ともそういったことを研究していく必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

よろしくお願いします。

公益社団法人全国公立文化施設協会、公文協のほうから令和5年10月5日付で専門委員会の特別部会というところから、劇場、音楽堂等における指定管理者制度運用への提言というのが出されておりますけれども、これは内容を把握されておりますか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

その内容については、すみません、知らないです。承知しておりません。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

指定管理者制度等を利用して20年弱程度、こういうエイブルのホールとか、ああいう施設が指定管理者制度のほうに移行するわけでございますけれども、全国的に見て、やっぱりいろいろ似通ったような問題点があるようでございます。それがちょっとここで提言として出されておりますので、ぜひとも一度目を通していただいて、今回の指定管理にはちょっと間に合わなかったと思いますけれども、一応その辺を改めて御覧になっていただければと思います。

それで、鹿島市には文化の振興条例というのはないですよ、どうですかね。建物に対する条例等がありますけれども、運営に関する条例はあるんですけど、文化振興に関する条例、そういったものはございませんよね。確認ですけど、いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

恐らく今までそういう条例というのはつくられていないと認識しておりますけれども、もう一度確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

今回、市民文化ホールができて、今のところ直営で運営されておりますけれども、今後また指定管理者のほうに移行されると思いますけど、改めてそういったところの文化の振興に関しての考え方をまとめていただいて条例制定でもできればと思ったんですけれども、市長いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

鹿島市は文化とか伝承芸能、そういう文化の奨励に今ずっと努めているわけですが、それを条例として制定するのかどうかというのは、今回、SAKURASができて、皆さん方の新たな気持ちの中でという話だろうというふうに思いますが、そのことについては今の段階でどうこうという考えを持っていませんので、そういう条例が必要なのか、今のままの現行の中でできていくものなのか、そこは我々のほうとしても考えさせていただきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

実際、私もエイブルの運営部会のほうに席を置いておりますけれども、皆さん特にしっかりとやっぺららっしゃるように思います。

先ほど基金等のお話が出ましたけれども、やっぱりチケットを自分たちで販売して、今度いいのを呼ぼうねみたいな感じで、ある程度モチベーションを保つようなところにも関わってくるんですね。これだけたまったから今度はこれをやろうねみたいな感じで。基金がたまっておるから云々というような意見もございましたけれども、その辺りはしっかりとされておると思いますので、今後ともよろしくお願いします。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

幾つか質問させていただきます。

何人かの議員が質問をしておりますが、私も委員協議会の中でこれの説明を受けたときに、執行部が考えていることに違和感を少し感じるところがありました。それは、この指定管理制度が始まって20年ぐらいになって、こういうふうな公の施設を指定管理する際、その当時と20年後の今とは時代が移ってきて少し変わっているんじゃないかなど。特に、ここに書いてある鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則、これが平成17年にこういうふう決めてあるんですけど、これは今の時代に合っていない、そんな気が私はします。

まずお聞きするのは、ここに6つの項目、第3条のところに書いてあるんですけど、最初の(1)の地域自治の振興などの目的のため、地域住民団体による自主的な管理運営が期待される時。これはやはり書いてあるとおりにそうだろうと思うんですが、ほかのところ、(2)、(3)、(4)、(5)——(6)は市長が特に認める場合ですから、これを除くとして、この団体はこの5つの項目全てに合致しているのか、そういうふうな検証をされているんですか、御答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

まず、合致していますのが1号、2号、4号、5号でございます。

1号は今、議員がおっしゃられたとおりでございます。

2号が、特に専門的又は高度な技術を有する施設で、団体が客観的に特定されるときということで、エイブル財団さんですけれども、学習室とか、音楽室、調理室、ホール等の機能を熟知しておられます。ソフト面に関しても、これまで培ってきた知識、技能を有しておられると思います。また、その他、ホールの専門技師がエイブルホールで催しに対応していただいております、専門的な知識を有しておられるという判断でございます。

それから、4号ですけれども、当該公の施設の設置目的を実現し、又は市の計画を実施するために、特定の団体に当該公の施設を管理運営させる必要があるときということで、これにつきましても、鹿島市の総合計画の施策の展開方向に、市民一人一人が生涯にわたって学べる環境の整備と機会の提供を行い、その成果を生きがいやまちづくりに生かすことができるように生涯学習の振興に努めるとうたっております、エイブルを管理運営するためにつくられたという団体でございますので、エイブル財団による運営が必要と考えているところでは。

それから、5号になりますけれども、当該公の施設を現に管理しているものが、引き続き

管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるときということで、これにつきましても、15年という期間に生涯学習の振興に努められ、安定したサービス提供、安定した管理運営が行われてきております。今後ともさらに安定したサービス提供に努められることが期待できると認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

担当課長はそういうふうにおっしゃいますけど、比較対象がないんですよ。どこかと比較しないと。先ほどからあっているように、モニタリングしているわけじゃないんですよ。市民からの評価はどうか。では、図書館の数人の方はカウンターの中にいらっしゃいますけど、この対応はどうか、見やすい図書の管理になっているのか、そういうふうなのが全く分からないんですよ。私はもう10年以上も続けていたら、ここにこういうふうに議案で出すんだったら、これからの5年間の事業計画を両方とも出すべきですよ。それが出ていない。それについてはどうですか。今から5年間どうしますかと事業計画というのは聞いていますか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

5年間の事業計画というのは出してはいないですけれども、一年一年の事業方針とか事業計画については作成して提出をされております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

だから、今、課長がおっしゃったのは、今までそういうふうにしてきたからでしょう。だって、これは5年間また指定管理をお願いしようと思うんでしょう。そしたら、まず5年間の計画を立てて、そして、1年ごとの計画を立てていくんじゃないですか。5年間の計画の達成のために1年ずつ計画を出していくと。だから、そこの辺りが私は指定管理の条例自体変えるべきだと思いますよ。

何やかんや言いながら第6号のところ、公募を行わないことについて合理的な理由があると市長が認めるとき、これは何があるかが最終的に市長が認めたらいいわけじゃないで

すか。

20年前と今は、市民の皆さんの考え方も変わってくるでしょう。これだけいろんな情報が入ってくる中、全国の自治体の情報が入ってくるんですよ。早急にこれは指定管理の在り方を、いいところは残す、変えるところは変える、そういうふうにやっていくほうがいいと思いますけど、私は先ほどの副市長の答弁が非常に分かりやすかった。副市長、どう思いますか。あなたが県庁時代に係長のときに経験したこと、それからまた十数年たっているでしょう。鹿島に来て、このやり方が本当に今の時代に合っているものなのか、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

指定管理者制度については、実は鹿島市に来て私も見たんですけど、鹿島市は条例で定めて、条例があるので、施行規則の中でいろんなことを変えていっています。県は実は条例がなくて、運用ガイドラインというのをつくってまして、そのガイドラインの中で常に見直しを行っていました。議会の中でも指定管理者制度については相当いろんな議論が、募集のやり方であるとか、配点のやり方であるとか、いろんなことがありまして、私もその都度ずっと見直しをしてきていました。

確かに伊東議員がおっしゃるとおり、20年前と比べて今いろんなことが変わってきております。ある程度管理の期間も長くなってきていますので、中村議員にもお答えしたように、そういった評価というのが大事になってくるんじゃないかなと思っています。最初の頃はとにかく競争を公正にするかということに重点を置いていましたけど、今だんだんと落ち着いてきた段階でやると、やはりその運営がどうであったか、評価がどうだということに重きがいくのかなと考えております。そういった意味でいくと、いろんな見直しというのは当然必要になってくるのではないかなと思っています。

また、20年前、30年前と比べると、人件費の問題とかもあります。当初、指定管理者制度が入ったときというのは、基本的に市のほうは、この事業をやらせてもらえばいいんだから、あと、この人たちに幾ら払うのというのは関係ないよじゃないですけど、そういった考えだったんですけど、やはり今というのはデフレ時代が終わってだんだんと人件費も上がってきておりますので、今日そういった質問もありましたけど、人件費をどう見ていくかというところも大きな課題となってきているかと思っておりますので、そういったいろんなところは見直していく必要があると考えております。

今回議論もいろいろありましたので、庁内のほうでもどうということを見直していく必要があるか、どうことを残す必要があるかということについては、庁内での議論が必要になってくるんじゃないかなと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今の指定管理を受けている団体、よくやってこられたとっております。それをどうこうという気はないんです。

ただ、先ほどから私が少しずつ話しているように、時代に合ったように、もう10年していただいて、本当にこれでいいのか、やっぱり見直す時期じゃないかなとっております。

副市長の答弁が非常に私は分かりやすくていいなと思うんですけど、副市長のほうからそのこの辺りをしっかりと指導していただいて、公民館とか、各市内6地区あるんですけど、そういうふうな管理はやはり地元のほうが行事等を考えると地域に根差した行事というものあるから、今はまだそれがいいのかなとっております。

ただ、これだけ90,000千円、70,000千円という年間の委託料をやる施設に関しては、やっぱり効率化を考えないといけないと思います。人手不足とかも出てきて人件費も上がってくるでしょう。人数を減らせとは言いませんけど、やはりそのこの辺りは行政としては考えていかないといけないと思うんですよ。ほかの団体が手を挙げられて、そしたら、そこと比較をしてみる、それは必要だと思いますよ。いろんな鹿島市の事業をやる際、駅前のああいふふうな整備のときも、プレゼンも行ったじゃないですか、評価をしたでしょう、それはやっぱりするべきだと思いますよ。

何度も言うように、今の指定管理をされているところがどうのこうのじゃないです。ただ、ガラス張りできれいにそういうのが市民の皆さんに分かるような形を取っていただきたい。本当だったら今日この議案審議をする前に、やっぱりそういうふうなのを提示していただきたかった。しかし、もう今日この後、採決に移るでしょう。だから、今後のこともありますので、しっかりとそこを庁内でも議論していただき、協議していただき、そして、変えていただくようお願いをして終わります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですから、質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第60号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立多数であります。よって、議案第60号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立多数であります。よって、議案第61号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明7日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時36分 散会